

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業現金取扱員服務規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成30年4月26日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業現金取扱員服務規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業現金取扱員服務規程（昭和48年9月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「この証の有効期限は発行の日から1年とする」を「この証は、現金取扱員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない」に改める。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。